

成年後見制度利用促進専門家会議 第5回議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

第5回 成年後見制度利用促進専門家会議
議事次第

日 時：令和2年2月27日（木）9:59～11:54
場 所：航空会館 大ホール（7階）

1. 開会

2. 議事

成年後見制度利用促進基本計画の中間検証に係る意見交換等

3. 閉会

○大森委員長 おはようございます。

ちょっと定刻より早うございますけれども、皆さん、お集まりでございますので、始めさせていただきます。

今、ちょっと大変な事態ですけれども、一日も早く収束することを願いつつ、我々は断固この会議をやり抜くということではないかと思っていまして、できるだけ年寄りには歩かないほうが良いという説ですので、ただ、我が身を振り返って私だけ休むわけにはいきませんので、本日出てまいりましたけれども、皆様方も十分御留意されつつ頑張ってくださいと思っています。

本日、皆様方のお手元に式次第がございますけれども、幾つかの御報告と中間的な取りまとめの素案、骨子案が出ていますので、それについて事務局から説明していただきまして、皆様方の御意見を賜って、次回に備えるということだと思っています。よろしく願いいたします。

では、事務局からお願いします。

○事務局 事務局から、本日の出席状況について御報告をさせていただきます。

本日は、委員20名のうち、代理を含め16名の委員の方が御出席でございます。

代理として出席の方を御紹介いたします。

伊東委員の代理として、倉敷市福祉援護課主幹、本城匡様に御出席いただいております。

また、本日、上山委員、新保委員、瀬戸委員、原田委員は御欠席でございます。

なお、本日の意見交換につきましては、時間管理のために、御発言の際にお近くにタイマーを置かせていただきたいと思いますと考えてございます。あらかじめ御了承願います。

以上でございます。

○大森委員長 カメラ撮りの皆様方は大丈夫でしょうか。

それでは、お手元の議事次第に基づきまして議事を進めますけれども、最初の議題は「成年後見制度利用促進基本計画の中間検証に係る意見交換等」でございます。

資料1を事務局から説明していただきます。

○事務局 事務局でございます。

資料1をお願いいたします。

自治体の取組状況を、令和元年10月1日時点で調査をした結果を取りまとめた概要資料でございます。

1ページ、2の(1)の①中核機関等の整備状況でございます。中核機関につきましては、平成30年10月時点で79だったものが、令和元年10月時点で160、同様に、権利擁護センター等につきましても413から429となっております。これらを合わせますと589、33.8%ということで、全市区町村の3分の1を超えた状況となっております。

一方で、②の整備(予定)時期でございますけれども「未定」と回答している自治体が1,045、60%ございまして、整備に向けた一層の働きかけが必要と考えているところでございます。

2ページにつきましては、中核機関の運営主体、設置区域、機能、3ページにつきましては、同様に権利擁護センター等の運営主体などについてお示ししてございます。

4ページをお願いいたします。⑤は未整備の自治体の検討状況ということでございますけれども、759、48%の自治体で「具体的な検討をしていない」という回答になってございます。以下は調整状況、主な課題等についてお示ししてございます。

5ページ、(2)協議会等の設置状況でございます。「設置済み」とする自治体数でございますけれども、平成30年10月時点では79でございましたが、令和元年10月時点では150となっております。

6ページ、(3)市町村計画の策定状況でございます。平成30年10月時点では60だったものが、令和元年10月時点では134ということで、倍以上には増加をしておりますけれども、まだ全自治体の1割に達していない状況でございます。こちらにつきましても計画策定に向けた一層の働きかけが必要と考えてございます。

以下、7ページは市民後見人の養成及び活動状況、8ページでは市区町村長申立ての実施状況、9ページでは申立て費用、報酬助成の実施状況、10ページでは都道府県における取組状況をお示ししているところでございます。

なお、資料1につきましては概要資料でございますけれども、参考資料2として、調査結果の詳細版をおつけしております。参考資料2の中で、今回新たに申立て費用及び報酬の助成制度、成年後見制度利用支援事業でございますけれども、こちらについて、制度の有無や助成対象の範囲などを市区町村別にお示ししてございます。後ほど参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでした。

引き続きまして、最高裁から御説明をいただきます。

宇田川さん、お願いします。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 最高裁家庭局第二課長の宇田川でございます。

私から、後見人等の報酬の在り方について、裁判所における検討状況を説明させていただきます。

第3回ワーキング・グループでも少しお話ししましたが、後見人等の報酬の在り方について、現在、大規模な家庭裁判所を中心に具体的な検討が行われております。

各家庭裁判所においては、最高裁判所と専門職団体との意見交換の状況や、最高裁が昨年7月に行った、利用者を支援する立場の方が所属する各団体からのヒアリングの結果なども踏まえて、後見人が行った事務の内容や負担等に応じ、財産管理事務のみならず、身上保護事務についても適切に評価した上で報酬を算定するという方向で検討が進められております。

また、これと並行して、後見事件を担当する全国の裁判官や担当職員が参加する協議会や研究会においても報酬算定の在り方について意見交換を行い、問題意識を共有しており

ます。

本日は、後見人等の報酬の在り方等の検討に関し、大規模な家庭裁判所から、現時点での検討状況について情報提供を受けましたので、なお検討中のものではありませんが、一般的に関心も高い事項であると考えられることから、大枠の考え方について具体的なイメージを持っていただけるよう、その概要を御説明いたします。一部報道では最高裁が考え方をまとめたと記載されていましたが、実際には、大規模な家庭裁判所の考え方でございます。

また、これから御説明する内容、考え方はあくまでも暫定的なものであり、今後さらに各家庭裁判所の検討が進む中で、修正や変更がされる可能性があることを御理解いただきたいと考えております。

では、資料2に沿って基本的な考え方を御説明します。資料2の1頁目と2頁目も御覧いただきながら、お聞きいただきたいと思っております。

まず、基本的な考え方としては、1頁目の青色で囲んだところの冒頭に記載のとおり、後見人が実際に行った事務の内容や負担などを考慮して報酬を算定することとしており、後見人がその事案において必要な事務を行わなかった場合には、報酬を減額することを想定しております。

後見事務の評価の前提として、青色の囲みの上に記載しておりますとおり、後見事務の内容に従って、事務を①の基本的事務と②の付加的事務の2種類に分けて考えております。

①の基本的事務は、全ての事案において後見人が必ず行うことが想定されている事務です。基本的事務は、さらに財産管理に関するもの、身上保護に関するもの、報告に関するものなどに分けて考えております。例えば、継続中の基本的事務のうち、財産管理に関するものとしては、後見人は必ず本人の収入や支出を確認して記録し、各種費用の支払いを行い、財産管理の報酬を決定することなどが想定されます。また、身上保護に関するものとしては、後見人は本人と面会を行うなどして、本人の心身や生活の状況を把握し、身上保護の基本的な方針を決定することなどが想定されます。

そして、後見人は、この決定した方針に従って事案ごとに必要な事務を行うこととなります。このように、事案ごとに必要に応じて行う事務を②の付加的事務と整理しており、これも財産管理に関するものや、身上保護に関するものなどに分けて考えています。例えば、財産管理に関するものとしては、遺産分割協議や不動産の任意売却などが挙げられます。また、身上保護に関するものとしては、例えば、本人について福祉サービスの契約を行うことなどが挙げられます。

まず、基本的な事務に対する報酬の評価の基本的な枠組みですが、細かな事務を個別に評価して報酬を積み上げて計算するのではなく、財産管理、身上保護など、それぞれ関連する事務を一まとまりとして評価し、この一まとまりの事務全体を対象として、実際の事務の負担に応じて報酬額を算定することが検討されています。

資料2の2頁目のイメージを御覧いただきたいと思っております。がこちらの左側に書いてあ

りますように、就任時、継続中、終了時、それぞれの時期に財産管理や身上保護などの基本的事務が記載されていますが、これらをそれぞれ一まとまりとして評価する考え方となっています。

なぜ、このような考え方が取られているかということですが、例えば身上保護の基本的事務を例に取りますと、就任時と継続中、それぞれの時期において、本人の心身の状況を把握した上で身上保護の方針を決定することが後見人の職務であり、後見人はその職務を果たすために、基本的事務に含まれる相互に関連する個々の事務を、その裁量に基づき、事案ごとに最も適切と考えられる手段を選択した上で、総合的に行っていくこととなります。

例えば、本人の心身の状況を把握し、身上保護の方針を立てるという職務を果たすために、本人との面会だけでなく、本人を支援する親族や施設の職員からも聞き取りを行うこともありますし、複数の手段を併用することもあります。さらに、本人や関係者との1回の面会が、財産の調査や身上保護の方針の決定など、複数の目的を兼ねて行われることもよくあることであり、むしろそのほうが合理的とも言えることから、面会の回数が多ければ多いほどよいというものではなく、重要となるのは、事案に応じ適切なプロセスによって本人の状況を把握し、身上保護の方針を立てたかどうかであると考えられます。

このような基本的事務の性質からすれば、細かな事務を個別に見て、それぞれについて報酬を積み上げて算定するのではなく、それぞれの時期における職務に応じて必要となる事務を行い、適切に身上保護を行ったと言えるかどうか、事務全体を総合的に見た上でこれを評価し、その事務全体を対象として、後見人が実際に行った事務の負担に応じて報酬を算定するのが合理的であると考えられます。

これに対し、付加的事務につきましては、事務ごとに報酬を算定する考え方となっています。これは基本的事務を行う中で決定した方針に従って、遺産分割協議や保険金請求といった事務を行うこととなりますが、それぞれの事務ごとに目的が異なっており、それを達成するための手段も異なるため、それぞれの付加的事務を関連し合った一まとまりの事務と見ることは困難であり、事務ごとに評価することが合理的であると考えられます。

事務の負担に応じて報酬額を算定するという点についてですが、同じ継続中の基本的事務のうち、財産管理に関するものでも、本人が生活保護を受給している場合など、資産がほとんどなく収支がシンプルな事案では、収支の確認や記録、方針の決定といった事務にかかる負担が軽いと考えられます。これに対し、例えば収入源や支出先が複数あり、毎月の収支の変動があるといった事情がある事案、具体的には、例えば、自宅のほかに複数の賃貸アパートを所有し、多額の賃料収入があって、その収入が複雑となっている事案では、財産管理の事務にかかる負担が重いと考えられます。このように、管理にかかる負担などの事情を考慮して、基本的事務をそれぞれ一まとまりとして評価し、具体的な報酬額を算定することになると考えられております。

この際に、後見人がその事案において必要な事務を行わなかった場合には、報酬を減額

することになります。例えば、後見人が本人に全く面会せずに、本人の心身の状況を適切に把握していない場合、また、家庭裁判所に対する報告が大幅に遅れているといった事案では、それぞれの点を考慮して報酬を減額することになると考えられます。

もう一度、資料2の1頁目の付加的事務のところに戻っていただきたいと思いますが、付加的事務に対する報酬についても、個別の事務ごとにその内容や負担の程度を考慮して報酬額を決定することになります。例えば、不動産の任意売却など、財産管理についての付加的事務では、本人が得た経済的な利益の額も考慮して報酬額を算定することになります。

今、御説明したこのような基本的な考え方を前提に、現在、具体的な報酬算定の考え方を、まさに検討を進めている状況にあります。

資料2の1頁目の下の部分に移りたいと思いますが、こちらには最高裁として今後の検討において重要と考える視点を3つ挙げております。

まず、利用しやすい制度となるよう、報酬額の目安を示す必要があるということです。報酬の在り方に関する今後の検討の流れにつきましては、第3回ワーキング・グループにおいて説明しましたとおり、引き続き、大規模な家庭裁判所を中心に検討を進め、各家庭裁判所での検討も進んだ段階で、およその報酬額が予想できるような報酬額の目安をお示ししながら、利用者側、後見人側双方の立場の方々から御意見を聞く機会を設ける必要があると考えております。そして、いただいた御意見も踏まえまして、全国の家庭裁判所においてさらに具体的な検討を行い、最終的に新たな報酬算定の考え方に基づく運用に向けて進めていきたいと考えているところです。

繰り返し申し上げますが、法律の規定によって報酬の算定が裁判官の判断事項とされ、裁判官に職権行使の独立が認められていますので、全国一律の報酬基準といったものを定め、それに沿った運用とすることは、なかなか困難であります。したがって、今後お示しする報酬額の目安の内容も、それに当てはめれば直ちに具体的な金額が算定できるといった基準のようなものではなく、あくまでも、例えばこのような事案であれば1年目の報酬額は幾ら程度、2年目は幾ら程度といった目安であることを御理解いただければと思います。

また、報酬額の目安は、これまでの各地での運用実績なども踏まえて作成することになりますし、各地域における様々な事情等も考慮される可能性がございますので、その内容は必ずしも全国一律ではなく、家庭裁判所によって異なり得るものであることも、ぜひ御理解いただければと考えております。

もともと、できる限り利用しやすい制度とする観点から、基本となる考え方や一定の目安が分かりやすく予測可能性のある形で示される必要があるとの御指摘や、全国的に見て、また、事案ごとに不平等が生じないようにするべきであるとの御指摘については、家庭裁判所においても問題意識を十分に共有した上で、検討を進めているところです。

2つ目は、事務の内容や負担に応じた報酬の算定を行うためには、後見人が行った事務

について、意思決定支援や身上保護の側面も含め、家庭裁判所が必要かつ十分な情報を得られるようにする必要がある一方で、後見人等の報告の事務負担が重くなり過ぎないように、報告書に記載すべき事項についても併せて検討する必要があるということです。

特に、身上保護に関する事務の把握や評価については、事務の具体的な内容を整理した上で、家庭裁判所に報告すべき内容についても検討する必要があると考えています。すなわち、後見人が本人の心身の状況を把握し、方針を立て、後見事務を適切に遂行しているかどうかを、家庭裁判所が報告書の記載から読み取れるようにしつつ、報告の負担が過度なものとならないよう、報告書に記載すべき内容を見直していく必要があると考えております。

3つ目は、長期的な検討の視点として記載しているものですが、将来的には中核機関等が後見人支援を通じて得た情報を、家庭裁判所が必要に応じて参考とすることも考えられることから、この点も含め、中核機関等と家庭裁判所等との間の情報共有の在り方について検討することが重要な意味を持つてくると考えられます。

利用者にとって納得性が高く、かつ後見人等の成り手を確保する観点から、事務の内容に見合う適切な報酬額とすることを目指して、引き続き、各家庭裁判所において慎重に検討を行い、運用の開始に向けて取り組んでいきたいと考えているところです。

私からの説明は以上になります。

○大森委員長 御苦労さまでした。

この大規模というのは、主として東京、大阪のことですか。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 東京と大阪の家庭裁判所でございます。

○大森委員長 もう一つ、各家庭裁判所で、御説明があったような方向で報酬算定の大枠、目安が、いつぐらいに固まって運用に入れるという見通しみたいなものはございますでしょうか。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 基本計画が5か年計画ということで、令和3年度末を一つ意識して検討しているところですが、今後、専門職団体や当事者の立場に近い方々との意見交換ということもありますので、現時点では、具体的な運用開始の時期についてお答えすることは難しい状況です。

○大森委員長 今、2つの御報告がございましたけれども、特段に何か御質問があれば伺いますが、よろしゅうございませうか。

どうぞ。

○川口委員 川口です。

2つ質問させていただきたいと思います。一つは、東京と大阪の大規模に関しては、この考え方で固まったということだと思えるのですが、これに関しては、後でまたその地域において協議もするということがあるかどうかの一つと、その考え方は、ほかの地域において違った考え方も取り得るのかどうか。その辺を確認したいと思います。

○大森委員長 よろしく。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 東京、大阪がこの考え方で固まったということではなく、今はまだ引き続き検討を続けている段階にあります。現時点の検討状況としての考え方をまとめたものであり、今回いただいた御意見も踏まえて、さらに検討を続けていくことになると考えております。

このような大規模な家庭裁判所の考え方についても、最高裁から各家庭裁判所に情報提供して、それも踏まえて各家庭裁判所で検討をしていくことになりますし、協議会や研究会の場でも引き続き意見交換を行うなどして、全国的に運用の在り方を検討していきたいと考えております。

○川口委員 ということは、基本的にはこの考え方で地域でも検討するということよろしいわけですね。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 この大枠の考え方を情報提供しておりますので、その意味で、この考え方を踏まえて検討していくということになります。

○大森委員長 よろしいですか。

それでは、次に参りましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、資料3について御説明いただきましょう。

○事務局 事務局でございます。資料3をお願いいたします。

「中間検証WGにおける各論点についての委員の主な意見」ということで、基本計画の中間検証につきましては、昨年、この会議で中間検証ワーキング・グループを設置いたしまして、このワーキング・グループを4回開催し、テーマごとに御意見をいただいたということでございます。この資料は各委員からの主な御意見を、各回、各論点ごとに集約した資料になってございます。

1 ページでございます。第1回は中核機関の整備、市町村計画の策定などをテーマといたしてございます。

論点①のKPI達成に向けた方策についてということですが、進捗状況はかなり厳しい、マッチング機能や後見人支援機能の充実が必要、都道府県には管内の体制整備に主導的な役割を果たすことが期待される、小規模の自治体にはきめ細やかな支援が必要といった意見がございました。

論点②の地域連携ネットワークの構築につきましては、地域の実情を踏まえた検討や、中核機関と裁判所の連携が必要といった御意見、論点③では地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制との連携について、そうした支援体制の中に成年後見の問題をきちんと位置づけていく必要があるといった御意見がございました。

2 ページ、論点④の市町村長申立てでございます。行政の担当部署との連携・協力のほか、親族調査の通知の見直し、本人の居所と住所が異なる場合のルールが必要といった御意見がございました。

論点⑤の日常生活自立支援事業につきましては、重要な社会資源として充実させる必要、成年後見制度との役割整理が必要、補助・保佐類型の利用促進を図り、一定の範囲で日自

も認めるのが妥当、市町村を中心とした実施体制にすべきといった御意見がございました。

3 ページをお願いいたします。第 2 回は意思決定支援、担い手の確保などをテーマといたしました。

論点①の意思決定支援ガイドラインにつきましては、策定の場に当事者団体も加えていただきたいといった御意見がございました。それから、策定に当たって留意すべき点等について、種々御意見をいただいております。

論点②の意思決定支援に関する研修等につきましては、裁判所における評価等にも活用すべき、中核機関職員への周知なども重要といった御意見がございました。

論点③の担い手の確保等につきましては、現状を見える化することが必要、また、市民後見人の養成につきましては、県段階での取組が有効、4 ページでございますけれども、自治体と家裁との連携、それから、養成・選任・選任後の支援の 3 段階を見据えた体制整備が重要、意思決定支援の充実化を図る上でも様々な活動フィールドを用意することが必要といった御意見がございました。法人後見につきましては、社協だけでの対応は負担が大きいであるとか、社会福祉法人の法人後見について、利益相反などの観点も踏まえ、十分に議論する必要があるとの御意見がございました。また、小規模な自治体では、担い手が少ない地域があることに留意が必要といった御意見もございました。

5 ページをお願いいたします。第 3 回は適切な後見人の選任などをテーマといたしました。

論点①の選任・交代に関する運用改善でございますけれども、中核機関の体制整備が必要、柔軟に後見人の交代を考えることを重視すべき、後見監督人に対する研修、専門職団体における取組、中核機関と家裁の情報共有といった点について御意見がございました。

論点②の報酬の在り方についてでございます。事務の内容や事務量に応じた報酬とする、身上保護や意思決定支援についても適切に評価をする、行うべき事務を行わなければ減額するといった御意見がございました。

論点③の成年後見制度利用支援事業でございます。予算の確保などが必要、6 ページでございますけれども、事業の拡充、市町村長申立て事案に偏っていることについての運用改善、市町村の取組状況を踏まえた働きかけが必要といった御意見がございました。

論点④でございますけれども、本人情報シートにつきましては、よい形で利用されるようにといった御意見、選任後の活用状況も含め検討すべきであるといった御意見、医療等に係るガイドラインにつきましては、現場に適切に浸透するようにといった御意見、また、複数のガイドラインがございまして、これについて整理が必要といった御意見がございました。欠格条項の見直しにつきましては、引き続き配意していくべきというような御意見でございます。

7 ページをお願いいたします。第 4 回は制度の周知や不正防止などをテーマといたしました。

論点①の任意後見・補助・保佐等につきましては、周知が重要、任意後見の利用促進が

重要、制度的な部分についても検討が必要といった御意見がございました。

論点②の不正防止につきましては、家裁の予算拡充や人員強化、家裁と専門職団体の連携、専門職団体における取組の推進、判断能力が低下したのに任意後見契約が発効されない問題についての御意見がございました。8ページでございますけれども、任意後見について、さらなる調査も期待される、早い段階での契約締結や類型選択の在り方等について検討すべきといった御意見がございました。

論点③の後見制度支援信託・預貯金につきましては、さらなる普及が期待されるといった御意見がございました。

説明は以上でございます。

○大森委員長 この中間検証ワーキング・グループは、4人の先生に主査をお務めいただいています。本日、お2人から、今の御報告がございましたので、若干コメントをいただければと思っております。

山野目先生からお願いします。

○山野目委員 第3回中間検証ワーキングの主担当を承りました。

概要は、ただいま資料3で御案内いただいたとおりでございます。若干の補足をいたします。皆様のお手元に書面で資料4をお届けしております。この後に事務局から説明がありますけれども、この資料4を御覧いただきたいと望みます。

1ページの下の方に「(2)適切な後見人等の選任・交代の推進」とありますところについて、第3回中間検証ワーキングで議論をし、本日、ここに資料4という形でその成果を反映してございます。議論を後刻いただきたいと望みます。

めくっていただきまして、2ページの上の方に、とりわけ、その論点の一環として重要な問題として、報酬についての検討も第3回中間検証ワーキングでいたしました。そこでの論議の様子を裁判所として御覧になって、これを相当程度踏まえ、裁判所の実情も反映しておつくりいただいたものが、先ほど最高裁判所から御紹介いただいた資料2で示されている考え方であると理解するものでございます。

そのページのもう少し下「(3)診断書等の在り方等の検討」についても、このワーキングで検討いたしました。

4ページに飛んでいただきます。中ほどの「(3)その他」とありますところの「イ 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進」に関して、複数の委員から重要な指摘が、この第3回中間検証ワーキングでありました。花俣委員から、日常生活自立支援事業について、ハードルが低く使いやすい制度である、水島委員から、成年後見制度に切り替わったときに卒然と本人の財産から報酬が差し引かれてしまう扱いが変わると構造があることをどう受け止めるかという問題指摘があり、これらを受け、池田委員から、日常生活自立支援事業と成年後見制度との関係をぜひ今後整理してほしいという指摘などをいただいているところでございます。

次の5ページですけれども、4の「(1)成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決

定が困難な人への支援等の検討」に関しまして、2019年5月にガイドラインを策定したことを踏まえ、厚生労働省医政局の通知として、6月にこれが関係方面に発出されたということを受け、今後これを普及・啓発していくことが重要であるということを確認いたしました。

最後に、次の5ページですけれども、4の「(1) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討」に関しまして、2019年5月にガイドラインを策定したことを踏まえ、厚生労働省医政局の通知として、6月にこれが関係方面に発出されたということを受け、今後これを普及・啓発していくことが重要であるということを確認いたしました。

最後に、その下の「(2) 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し」に関して、2019年6月に通常国会で令和元年法が成立したことを受けまして、今後この法律の実施状況を注視していく必要があるということも確認いたしました。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

では、新井先生。

○新井委員 第4回のワーキング・グループについて、私から簡単に2点だけコメントをさせていただきます。

第1点は、任意後見制度に関する法務省の調査は極めて画期的であり、今後の検討に大変有益な資料になると思いますが、さらなる調査が期待されるところです。

第2点については、不正防止の取組としては、中核機関、専門職団体との連携が必要であり、その具体化のための提言、議論がかなり有益であったと思いますし、これは今後の議論がなされることが、さらに期待されるところです。

以上です。

○大森委員長 今、お2人からコメントがございましたように、それぞれのワーキング・グループで御議論いただいたことは、これからお示しいたします中間取りまとめ骨子案に反映していますので、それを含めて、後ほど御意見を伺うというようにいたします。

それでは、資料4をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

資料4をお願いいたします。「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(骨子案)」ということでございます。

中間検証ワーキングでの御意見を踏まえまして、取りまとめの方向性について、事前にワーキングの主査、主担当、それから他の委員の皆様にご相談、御報告をさせていただいた結果を踏まえて作成をしたものでございます。

まず、全体の構成を説明させていただきます。「はじめに」というところで検討の経緯などを記載することを想定してございます。「各施策の進捗状況及び個別の課題の整理・検討」というところが中心でございますけれども、まず、柱立てとしましては、現在の基

本計画の柱立てが「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」という大きな3本の柱となっておりますので、この柱立てを参考に各項目を当てはめていくというような構成にさせていただきます。

各項目の中でございますけれども、【施策の進捗状況】と【今後の対応】というように分けまして、【施策の進捗状況】の中では、これまでこういう取組が行われてきましたということを記載してございます。【今後の対応】につきましては、いただいた御意見を踏まえて、今後このように対応していくべきということで記述してございます。

以下、内容の説明に入らせていただきます。

1点目「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」で、(1)は意思決定支援の在り方の指針の策定等についてということでございます。【施策の進捗状況】といたしまして、これまで障害福祉サービス、それから、認知症の人の意思決定支援ガイドラインが策定されてきました。それから、②ですけれども、最高裁、厚労省、専門職団体等において「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の策定に向けて検討中ということでございます。厚労省におきましては、この研修の在り方についての調査研究事業を実施しているということでございます。

【今後の対応】でございます。1つ目は、意思決定支援の全国的な推進ということでガイドラインの策定、これは本年度中に基本的な考え方やプロセス等を整理する、関係団体ヒアリングなど、利用者の視点を踏まえて検討ということでございます。それから、意思決定支援研修を通じた全国的な普及・啓発、令和2年度以降に実施をしていくということでございます。それから、各種ガイドライン、障害福祉サービスや認知症のガイドラインも含みますけれども、このガイドラインの関係者への研修等による普及・啓発、複数のガイドラインの関係や対象範囲等について分かりやすく整理して示すことも必要ということでございます。それから、専門職団体における研修などを通じた理解の推進ということでございます。

「(2)適切な後見人等の選任・交代の推進」ということで、【施策の進捗状況】といたしましては、中核機関で後見人候補者の家裁への推薦、後見人支援の取組が行われていますので、この状況を記載するというです。それから、最高裁から各家裁に対しまして、選任・交代の在り方の基本的な考え方について情報提供が行われているということであります。この基本的な考え方の内容といたしましては、「具体的には」の部分ですけれども、身上保護の観点も重視をすると、親族等の候補者がいる場合は、選任の適否を検討、2ページに行ってくださいまして、中核機関等による親族後見人の支援機能の充実が重要であり、後見人支援機能が十分でない場合には、専門職による親族後見人の支援を検討、それから、選任後も本人のニーズや課題などを踏まえて柔軟に後見人の交代などを行う、こういった考え方が周知をされているということでございます。後見人の報酬の在り方につきましては、最高裁、専門職団体において議論を行うとともに、関係団体からヒアリングを

実施し、最高裁から各家裁に対して、これに関する情報提供もなされたということでございます。専門職団体におきましても、取組が行われているということでございます。

【今後の対応】の部分でございます。まず、アのところですけれども、中核機関等による適切な後見人等の候補者を家裁に推薦する体制や後見人を専門的に支援する体制整備の推進、家庭裁判所における適切な選任・交代の運用の推進、それから、報酬の在り方についての検討ということで、引き続き、利用者がメリットを実感できる制度・運用に改善する観点から検討する必要があるということで、本人の資産が少ない場合においても制度が適切に利用できるよう、担い手の確保とその報酬の在り方、申立て費用や報酬助成制度の推進等について併せて検討することが必要ではないかということでございます。それから、家庭裁判所と中核機関における情報共有の実態や課題を把握し、必要な検討を行う、専門職団体における適切な後見人交代の取組を推進するというところでございます。

「（３）診断書等の在り方等の検討」でございます。【施策の進捗状況】につきまして、これは診断書の書式の改定、それから、本人の生活状況等に関する情報を的確に伝えるための「本人情報シート」というものが、昨年の４月から運用を開始されているところでございます。

【今後の対応】といたしましては、この活用推進を図るために、関係機関等への周知を推進するというところでございます。

「（４）任意後見・補助・保佐の利用促進」というところでございます。【施策の進捗状況】としましては、法務省において各種の広報を実施している。中核機関においても広報や相談対応を実施している。市区町村、中核機関等に対しては、こうした任意後見・補助・保佐に関する理解を深めるためのカリキュラムを含む研修を実施しているということでございます。

３ページ、【今後の対応】の部分でございますけれども、任意後見・補助・保佐の利用促進を図るため、広報や相談を行う中核機関等の体制整備を推進する。それから、国レベルで新たに任意後見・補助・保佐等の全国的広報や相談体制の強化を図るための事業を実施するというところでございます。

大きな柱の２つ目「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」というところでございます。「（１）地域連携ネットワーク及び中核機関の整備、市町村計画の策定」というところでございます。【施策の進捗状況】で記載をしておりますのは、国における取組ということで、各種手引の策定、それから、基本計画について令和３年度末までのKPIを昨年５月に設定をいたしましたということを記載してございます。一方で、②ですけれども、中核機関等の整備は一定の進捗が見られますが、十分には進んでいない、都道府県ごとの進捗状況に差があるという状況でございます。

【今後の対応】といたしまして、まずはアですけれども、より一層の自治体への働きかけや先駆的事例の普及、KPI達成に向けた取組の推進が必要であるということ。それから、都道府県の主導的な役割と広域的な観点からの体制整備を推進する。地域連携ネットワー

クの構築に向けましては、家庭裁判所、専門職団体、社会福祉協議会等の関係機関の連携を推進するという事で、地域の実情に応じまして、法テラス、弁護士会・リーガルサポート・社会福祉会以外の専門職団体、消費者安全確保地域協議会との連携を図っていくことも必要。エですけれども、中核機関の整備・運営に当たりましては、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制との有機的・効果的な連携に留意ということをごさいます、地域福祉計画に成年後見を位置づけることなどによりまして、市町村計画の策定を推進するという事も考えられるかと思ひます。

4 ページ、「(2) 市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進」ということをごさいます。【施策の進捗状況】といたしましては、市民後見人を育成する市区町村は全体の4分の1、受任者は約1割ということ、十分に育成・活用できていない状況。法人後見につきましても、利用できる状況にある市区町村は全体の約4割弱ということをごさいます。

【今後の対応】といたしまして、市民後見人につきましても、自治体と家裁との連携や、都道府県による広域的な体制整備による市民後見人の育成・活用の推進ということをごさいます。法人後見の担い手の育成の推進につきましても、研修・セミナーなどでの働きかけの推進、社会福祉協議会における法人後見のさらなる推進、社会福祉法人による法人後見の活用の推進の検討といったことを記載してごさいます。

「(3) その他」で、市区町村長申立ての適切な実施につきましても、自治体への助言や研修により周知をするということと、虐待等の場合の親族調査の在り方や、市町村長申立ての実施責任の在り方、これは住所と居所が異なる場合の取扱いについてルールが必要という御意見がごさいましたけれども、その在り方について検討するということをごさいます。イは成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携の推進ということ、両制度の整理・連携の在り方を検討するということをごさいます。

大きな柱の3本目「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」ということをごさいます。(1) は後見制度支援信託、支援預貯金の普及ということ、【施策の進捗状況】といたしましては、これは勉強会において新たな支援預貯金に関する報告書が取りまとめられて、導入が促進をされているということをごさいます。

【今後の対応】といたしましては、この導入をさらに推進するという事、それから、システム上導入が困難な金融機関への対応でありますとか、現状は対象外となっている保佐・補助類型においても利用可能な預貯金管理の仕組みを検討するということをごさいます。

5 ページに行っていました、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保のごさいます。これは先ほど新井委員からも御紹介がありましたけれども、利用状況調査を法務省において実施されたということをごさいます。今後、調査結果を分析した上で、適切な運用を確保するための方策について検討するということをごさいます。

「(3) その他の不正防止に関する取組」といたしましては、専門職団体で取組を実施

してきたということで、今後も引き続き実施するとともに、家庭裁判所の事件処理態勢の整備も重要であるということに記載することとさせていただきます。

4といたしまして、3本柱以外の「基本計画に盛り込まれているその他の施策」ということでまとめてございます。(1)は医療・介護等に係る意思決定が困難な方への支援等の検討ということでございまして、こちらは先ほど山野目先生からも御紹介がありましたけれども、令和元年5月にガイドラインを策定して、周知を図っているところでございます。

【今後の対応】といたしましては、意思決定が困難な方が円滑に必要な医療を受けられるよう、研修などの実施を通じてガイドラインの周知・浸透を図るということでございます。これについては運用状況などを見守り、必要に応じてさらなる検討が必要ということでございます。

(2)は欠格条項の見直しの関係でございます。【施策の進捗状況】としては、190の法律における法制上の措置が講じられたということで、引き続き、専門家会議において、個別的・実質的な審査の運用状況などを注視しつつ、必要な対応を実施するというところでございます。

6ページ、最後は「その他」ということで、今、申し上げてきたこと以外にも、今後、運用面における改善の状況を踏まえつつ、必要に応じて成年後見制度の在り方についても検討ということで記載をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでした。

これから、時間いっぱいまで各自の御意見を伺いますので、基本的に御意見があれば全員から伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

従前からそういう考え方でございますけれども、できるだけ御本人、ないしは御本人の立場に近い方々から御発言をいただいて、できれば一巡して、もう一回その方々に御意見があれば伺うというやり方を取らせていただきたいと思います。

それでは、久保さんからお願いしましょう。

○久保委員 ありがとうございます。

○大森委員長 すみません。3分以内でお願いします。

○久保委員 はい。

今ほど、いろいろと御説明をいただきまして、少し私たちが安心できる方向で整ってきたかなという思いはしております。一番最初に資料1で説明がありましたように、まだ市町村であまり成年後見に対する動きというのですか、それが本当に私たちが地域で暮らしていても、あまり感じられない地域が本当にたくさんあるというのがこの数字で見るとれると思うのです。そうした状況がありますので、この地域福祉計画へ位置づけていただいて、みんなが本当に、市町村が本気になって取り組んでいただけるような仕組みを考えていただきたいと思いますとは思っております。

それから、預貯金のほうですけれども、銀行のほうで今は信託などいろいろな商品がありますが、それを障害のある人たちや後見人がうまく利用できるように、銀行に対する御指導というか、御支援というか、そうしたところも力を入れていただきたいと思います。私たちが聞いていますと、銀行がそうではないというようなことを言ったりすることもありますので、そんなところもお力添えをいただきたいと思います。

法人後見も、今ほど少しお話がありましたけれども、私たちとしては、家族の立場では、信頼している法人であればぜひやっていただきたい、自分たちの子供のことをよく知ってもらっているからという意見がたくさん聞かれますので、利益相反が起こらない仕組みをどうつくるかというところがポイントなのだろうと思っています。ですから、そういう意味では、利益相反が起こらないような仕組みをしっかりと考えていただきながら、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

櫻田さん、お願いします。

○櫻田委員 櫻田でございます。

今回、御意見をまとめていただいて、ありがとうございます。私からは手短にお話しさせていただきましたのですけれども、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」のところの【今後の対応】にかかるところなのですが、意思決定支援ガイドラインの策定ですとか、関係団体へのヒアリングなどの利用者の視点を踏まえたことを今後検討していくということなのですが、ガイドラインをつくるのはいいとは思いますが、このガイドラインをどう生かしていくのかが今後大事なのではないかと非常に感じております。

その同じ中の下にも書いてあるところで、各種ガイドライン、たくさんあると思うのですけれども、そのガイドラインとの関係性ですとか、この意思決定支援のガイドラインをどう使っていくのかというのを、ぜひ検討事項に入れていただけたらいいかと思っています。

関係団体ヒアリング、せっかくしていただいたので、その御意見などを今後そこにどう反映していけるのかということも併せて御検討いただけたらと思います。このガイドラインを今後生かしていくためにも、ヒアリングの結果で、せっかく利用者の視点を踏まえてということも入れていただいているので、どこにその利用者の視点が入っているのかを明確にさせていただけると、より分かりやすくなるのではないかとすごく感じるころではあります。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

では、花俣さん、お願いします。

○花俣委員 資料1についてなのですけれども、取組状況調査結果等については、正直なところ、どのように評価すればいいのか、あるいは何を基準にすればいいのか、その読み

解き方がよく分からないのです。ただ、単純に見ていきますと、中核機関や権利擁護センターの整備等については、まだ十分とは言えない状況にあるということだけははっきり分かります。全く検討予定のない自治体があることにもいささかショックを受けておりました、なぜなのか、あるいはどうして取り組もうとされないのかということについても、ぜひ知りたいなと思っているところです。

それから、報酬算定の検討について、資料2のところですね。これに関しては、例えば物やサービスを購入するときは、それがどのようなもので、その対価として幾らかかるのかという点の説明を聞いた上で、利用するかどうかを決めるものですが、成年後見制度の場合、報酬は業務の内容について報告を受けた裁判所が審判という形で決定するのも、一般的な感覚とかなりかけ離れて、なじみにくいとも感じています。

もしこれから成年後見制度の利用促進をさらに進めていくとすれば、例えば、要介護認定後にサービスを利用している方の数が現状で500万人程度と捉えていますけれども、個別に家庭裁判所が報酬を決定するというのは、本当にこの先、現実的に限界があるような気もしています。何か抜本的な仕組みや改変みたいなものを、今後検討していく必要があるように思えます。

もちろん、今後の検討においては、利用者の立場、あるいは利用者目線に配慮された今回の検討案であるとは思っていますけれども、この検討における課題解決への道のり、あるいはその運用に至るまでは、なかなか容易ではないかなと考えています。

以上です。

○大森委員長 市町村の調査の結果について最初に御質問があったのですが、基本的に言うと、市町村長申立ての必要が起こるような事態は、既に現場で特定の本人をめぐって、一種のチームが立ち上がるのではないかと思います。そのチームを立ち上げることが大事なのですね。だから、私もほかのところで聞いているのだけれども、市町村のほうでは、またネットワーク化というのですよ。そうではなくて、具体的に必要な人について、必要な人たちが集まって情報共有しながら、支援のチームを立ち上げていく。そのチームを立ち上げることが何よりも大事ではないかと。だから、単に中核機関が幾つできたかというよりも、実態はそちらのほうずっと大事だと僕は思っているのですが、御担当から市町村の立上げの進捗状況について、厳しい話なのですが、何かコメントがあれば。

○事務局 御質問をありがとうございました。

市町村でなかなか取組が進んでいないということの御指摘でございまして、私どもで聞いておりますのは、規模の小さい市町村になりますと、市町村長申立ての担当が後見制度を扱っているということで、高齢者福祉の担当、また、障害者福祉の担当がそれぞれ担当することになりまして、中核機関、成年後見制度という視点でどこが取りまとめるかというところが、なかなか決まっていない自治体もあると聞いております。

我々としては、全国の課長会議などがございますので、そうしたところでしっかり働き

かけをして、まずは担当を決めていただいて、検討体制をつくっていただく。そういうことから始めていただくことが必要かと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 とりあえず、そういうことだそうですね。

それでは、恐縮ですけれども、新井先生からずっと回っていきましょうか。

新井先生から、お願いしましょう。

○新井委員 資料2について、先ほど、最高裁から説明がありまして、「身上監護」という言葉ではなくて「身上保護」という言葉を使っていたのは、私は大変評価に値すると考えています。最高裁は従来ずっと「身上監護」という言葉を使ってきたのを、思い切って変えられました。そういう対応も最高裁は可能なのだなということで、非常に評価をしたいと思います。

資料4に関して、2点意見を申し上げたいと思います。まず第1点は、内閣府、法務省に関連するもので、5ページの4(2)に該当します。最近、質問と問合せが多くありますのは、今回の会社法の欠格事由の廃止に関する問題です。会社法の欠格事由は廃止されましたが、取締役である個人に後見が開始されると、民法の委任の規定が適用されまして、これは会社法の330条、民法の653条3号ですけれども、これらによりまして、取締役の任務は終了します。しかし、欠格事由の廃止は一般的にはそのように理解されておらず、中小企業にアドバイスをしている専門職にも改正の内容が正確に伝わっていないようであり、実務界には、ある種、混乱があるようにも思われます。我が国には中小企業が多く、そこでは株主1名イコール取締役1名であることが多く、会社イコール個人が過半を占めています。会社法改正の内容を正確に国民に理解してもらうこと、及び改正の内容が障害者権利条約の趣旨に合致したものであるのかどうかの検討が必要であるように思われます。

第2点は、金融庁、法務省に関連するもので、4ページの3(2)(3)に関連するものです。いわゆる民事信託と言われているスキームが普及してきていますが、とりわけ受託者が親族であるようなケースにおいては、一部には濫用例もあり、成年後見制度の潜脱のための利用も見られるところです。判例には、民事信託の一部を公序良俗違反で無効としたものもあります。民事信託の健全な利用のための状況調査の検討を期待するものでありますし、こういう調査が必要ではないかと考えております。

以上の2点についての採用の可否は事務局に一任いたしますけれども、この2点については議事録に残しておくことが必要ではないかと思ひ、発言した次第です。

以上です。6秒残して終わりました。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、議事録に残るとのことだと思ひます。

池田さん、お願いしましょうか。

○池田委員 中間検証というところですが、私のほうはペーパーを出させていただいておりますが、改めて、資産が少ない方でもこの制度を社会支援として利用できるための視点

を確認させていただき、何らかの形で反映していただければと思っております。

日本の成年後見制度は資産が少ない方の利用に関し、先進各国の制度に比べ配慮が少ないと思っております。特に、地域では認知症高齢者等の単独世帯が増加していて、その方々も含め、資産が多い方々ばかりではありません。この制度が本当にメリットのある制度として、低所得者であっても適切に利用できることを心から願うものです。

その中で、まず、低所得者の利用は特に身上監護が事務の中心になります。報酬について、改めて今回最高裁は、あらかじめ報酬の目安を示し、本人がおおよその報酬額を予測できるようにする方向性を示してくださったことに心から感謝をして、ぜひ進めていただきたいと思っております。これは本人の財布から報酬は出すというところで、自分の得られるメリットと支払う報酬を理解して、本人が申し立てられるような社会を目指すためには、大変重要なものだと考えています。

ただ、今回は基本法・基本計画には人間の尊厳というような言葉も使っていただきましたが、介護・福祉・医療等の社会サービス利用の契約は本人の権利で、そこについての申請や契約等の法的支援が後見人の重大な役割と考えております。今回の報酬の考え方では、これら福祉サービスの契約等が付加的事務となっておりまして適切にすることによって報酬に上乘せする形になります。基本的事務として、やらないことを減算するほうが本来は意味があるのではないかと考える反面、家裁等のチェック体制の困難その他、付加というところでプラス報酬にして後見人等のインセンティブにしたのでしょうか、では、低資産者の利用については報酬に上乘せできる余地があるのかというと、無理だという実態があります。その矛盾をどうするのかを、今、しっかり考えていただくことが必要かと思えます。

資産が少ない方の利用への公的助成については、日常生活自立支援事業との関係整理も重要で、日常生活自立支援事業は非常に使いやすいサービスである反面、低所得者、既に平成29年の新規契約者の約半数、指定都市では平均65%の利用者が生活保護世帯であるのです。今後、公的助成のあり方を根本的に考えてこの整理を前向きにさせていただくのが大変重要ではないかと思っております。以上です。

○大森委員長 大事な御指摘だったと思います。ありがとうございました。

次は、本城さん。

○伊東委員代理 倉敷市長伊東の代理で参りました、倉敷市福祉援護課の本城です。

成年後見制度の利用促進を利用者の側から考えたときに、まずは後見制度に関する相談の機会が確保されていることが重要だと考えます。資料1で中核機関の整備状況について調査結果がまとめられていますが、いわゆる権利擁護センター等を中核機関として位置づけていなくとも、首長申立てを実施している自治体まで合わせれば、7割の自治体が後見制度に関する窓口を確保していると考えられる一方で、首長申立てが未実施の自治体3割の多くが、中小規模の自治体であることがうかがえます。

中核機関の整備に対する考え方や位置づけを明確にできていない自治体でも、成年後見

制度に関する担当部署や相談窓口を確保している自治体は多く、後見支援を必要とする方の制度利用を担保する上では、首長申立てや報酬助成制度がどの自治体でも実施されることは重要であると考えます。しかしながら、首長申立ての十分な実績がない自治体が、単独で後見制度に関する知見を確保、維持していくことはなかなか難しく、専門相談窓口の確保や後見支援の調整においては、都道府県や専門職団体などによるバックアップ、言わば中核機関の支援も必要なのではないかと考えます。

それから、後見人等への報酬について、他の委員の意見や資料でも指摘されていますが、本市と専門職団体との裁判所での意見交換の中でも、いわゆる無報酬案件については同様の意見を耳にしております。首長申立てのケースはもちろん、報酬の見込めない案件ほど実は困難なケースがあったりして、首長申立てに限らず最低限の報酬の担保は必要との意見です。

後見実務においては、就任後にいろいろな事情が明らかになったり、様々な想定外の事態が発生することもあり、ほかの専門職への事務の依頼などに費用が発生する場合もあると思います。重要なことは、制度の利用者やその家族に対して、相談時から後見人等による支援内容とともに、報酬についても十分に丁寧な説明を行い、その後も納得しながら後見支援を受けられるよう、相談や報告の機会が確保されていること。そのために、中核機関と家裁や専門職が協力して、分かりやすく説明する努力が求められているものと考えます。

資料3の中でも提案されていますけれども、今後、中核機関の整備状況等を的確に評価していく上では、中核機関の機能評価の細分化は必要であり、また、首長申立てや報酬助成については、一定のルールや基準も必要ではないかと考えます。

以上です。

○大森委員長 今、本城さんがおっしゃったことで大事だと思うのは、調査をするときに、あなたのところは中核機関をつくっていますかと聞くと、そういう名称のものはつくっていないと答えますね。でも、本城さんのお話だと、実質的に機能するようなものがあるのです。それは読み替えれば、中核機関がありますというように言っても、実態としてそうなのではないかと思うのです。

だから、中核機関があるかどうか聞くと、まだありませんと普通は答える。それが実態だと見るのは、実態を反映しない可能性があるのではないかというのが、今、本城さんがおっしゃったことの大事な意味合いだと思うのですけれども、事務局、どうですか。

○事務局 中核機関、権利擁護センター等を整備していない自治体でも、市区町村長申立てに対応している自治体はあるということで、そういう自治体においては一定程度相談対応ができていると評価をすることはあり得るかと思えます。

一方で、今、御指摘をいただいたとおり、そうしたところを全く実施していない自治体においては相談体制が確保されていないと見ることができると思いますので、そこがなぜそうなっているのかというところをしっかりと把握して、働きかけをしていくことが大事か

と思っております。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

海野さん、お願いしましょう。

○海野委員 骨子案について、市民後見人と社会福祉協議会関連の部分を中心に発言させていただきます。

市民後見人についてでございますけれども、市民後見人はこれからの地域共生社会実現に向けて、地域住民による権利擁護の担い手として、重要な役割を果たしていくと思っております。ただ、骨子案に記載のとおり、受任が進んでいない状況にあります。単なる後見事務の担い手だけではなく、市民だからこそ果たせる役割があると思っておりますので、市民後見人育成・活用の意義を市民、行政、福祉で共通認識をつくっていく必要があるのではないかと考えます。

また、社会福祉協議会に関連するものでございますけれども、全国社会福祉協議会の調査によりますと、社会福祉協議会の法人後見の受任体制が整備されている社会福祉協議会が全国で36%ほどとなっております。中核機関の主な担い手であり、地域における権利擁護の中心的な役割を果たしていく、担っていく社会福祉協議会が法人後見の実施主体となることは、後見実務を理解するという意味でも進めるべきだとは思いますが、また、本当の意味での実務理解がないと、中核機関として住民、親族、後見人及び市民後見人の一時的な相談機関として機能できないのではないかと考えております。

ただ、法人後見が必要なケースの内容と思われる、いわゆる個人の後見人等では対応し切れないようなケースを、安易に社会福祉協議会の法人後見で持っていただきたいというような流れになってしまいますと、中核機関を担う社協職員がケース対応で忙殺されてしまって、本来の地域連携ネットワークづくりが進まなくなってしまう可能性があると思っております。当然、このようなケースは現状の報酬算定ではかかる人件費は賄えない、もしくは無報酬に近い案件ではないかと思っております。

成年後見制度と日常生活自立支援事業の整理・連携の在り方の検討が記載されておりますが、関連がありますので、社会福祉協議会における法人後見の在り方も併せて調査・検討されるとよいのではないかと考えます。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

実際には、現地に行ってみると、今、社協はすごく大事ですね。だから、時代の中でいえば、私は個人的に市町村社協が大事だと思っております。都道府県社協も新しい機能を帯び始めているのですけれども、市町村社協で頑張ってもらおうとするときに、人の体制とか、財政の体制もなかなか難しいところがあるのですね。市町村の中に苦労しているところがあるように、社協についても同じことが言えますので、社協がどのぐらい頑張れるか、法人後見がどのぐらいできるかということはどうもすごく大事になり始めたのではないかと

思いますので、頑張ってもらいたいなと思っているのですけれども、ありがとうございます。

川口さん、お願いしましょう。

○川口委員 川口です。

今回のこの会議でも議論が進みまして、いい議論ができていると考えております。ただ、実際、先ほどから話がありますように、中核機関の整備状況に関しましては、60%が未定という状況は、大きな問題になるかなと考えております。先ほど、大森委員長がおっしゃいましたように、チームをつくって、そこに意思決定支援も含めた形での支援が入るのが大事だということは分かります。ですけれども、そこに入る後見人に対しても、支援が必要なことも大事です。これに関しては、地域連携ネットワークということで支援していく形をつくっていかうしていると思っております。

これが60%において未定ということに関しましては、特に山間部、非常に人口の少ない地域、この辺に関しましては大きな問題になってきていると思っております。議論が進む中で、実際にはできないという状況があってはならないと思います。特に今、海野さんからありました法人後見、これに関しましては、費用、人、非常にかかります。これに関しましては、国・都道府県、ここが強力なバックアップをしない限り、遂行できないと思います。この地域においては、受け皿が非常に足りないわけですから、そのところに注力してやっていただきたいと思っております。

また、人の面では、そこに対して1,741市町村、津々浦々にそういったものをつくるには、それなりの専門職の協力が必要だと思います。私は今回の報酬の問題としまして、事務量に応じた報酬算定をする体系の変更については、非常に賛成であります。ただ、今日、その中で財産の多寡による修正を少しするというお話がありまして、要は、生活保護等の財産の少ない場合には、財産管理が簡単だろうから減額するという話がありました。これに関しまして、もしそれをするのであれば、この事務量に応じたという一番大きな目的が修正されることに関しましては、財産の多い場合に関しましても、これは同じような修正が必要だと私は考えております。これに関しましては、ぜひ一考をお願いしたいと思っております。

後見人に関しまして、私の資料5-2に書いておるのですけれども、実際に国民の負担がどれだけかかるかという大きな考え方も必要ではないかと思っております。コストの面で、資料のほうに書いておりますので、それはそこを参考にしていきたいと思っておりますけれども、その中で、本来は先ほどから話がありましたように、国が負担すべき監督人の費用、こういったものに関しまして、報酬の在り方に関して再考いただきたいということで、この資料に掲げております。

今回の中核機関、全市町村に整備するには、一部の篤志家である専門職の関与だけではできない、一般的な専門職が積極的に関与を持とうとしない限り、なかなかこれは成立しないことになると思います。そのためにも、ぜひその点を考慮いただきたいと考えており

ます。

○大森委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

次に河村さん、お願いしましょう。

○河村委員 全国町村会の河村でございます。

現在、高齢化の進展に伴いまして、認知症の方々の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用促進は重要な課題であり、国が積極的に進めていると認識しております。

一方、市町村の役割として期待されております中核機関の整備でありますけれども、先ほど報告がありましたが、いろいろな意味でまだ、まだら模様ではないかと思えます。適切な後見人候補者の推薦や、市民後見人等の専門的支援、さらには市民後見人の育成・活用等、中核機関に求められる役割は、ますます増加しており、市町村としてはその対応に苦慮しているというのがアンケートの結果ではないかと思っております。

それぞれの市町村は、人口の規模や既存の社会資源、あるいは地理的条件等が異なりますので、地域の状況に応じた対応が必要であり、特に町村のような地域では専門職や担い手の確保が困難であります。職員の専門性の確保も容易でないため、中核機関の整備に当たりましては、まずは広報機能や相談機能の整備など、できることから段階的に取り組んでいただくことが重要であると思っております。

先ほど、大森委員長からお話がありましたように、中核機関がないから取り組んでいないということではなく、私の町ように小さな町村でも町村長の申立てが必要な事態が現に発生しており、これまで町村長申立てに取り組んできております。保健師などの専門職は、子育て支援から始まり、それに携わる職員が非常に多岐にわたっておりまして、そういう部分をどう整理していただくのか、その財源の手当てをどうしていただくのかというのが、私たち小さな町村の悩みであります。

したがって、中核機関をつくることは小さな町村ではなかなか難しいわけですから、中間検証に、その問題をどう解決するのかということも盛り込んでいただくと、町村としては非常にありがたいと思っております。

例えば、小さい町村が児童相談所を持てるわけではありませぬので、都道府県が拠点を整備し、これまで私の町もそうですが、町村の場合には、児童相談所に相談をし、アドバイスを受けながら、実際に実務を担ってまいりました。

また、福祉の問題で申し上げますと、今、東京都の中に島しょ地域以外の町村が4つございます。この4町村には、福祉事務所はございません。市は福祉事務所を設置しなければいけないということになっておりますけれども、町村は任意でございますので、西多摩地域に東京都の福祉事務所が設置されております。中核機関についても、それと同じような方策が考えられるのではないかと思っております。中核機関を全部の自治体につくらせるということではなくて、専門職が専門的な働きを小さな町村でもできる体制をつくるにはどうしたらいいか、小さな町村が抱えている問題をどう解決するのかということについても御配慮いただければ大変ありがたいと思えます。

特に、今後は専門職の皆様方の協力、チームワークが不可欠でございますので、専門職の皆さんの御支援と御協力をお願いしていけば、成年後見制度はもっと広がり、理解され、利用されるのではないかと考えております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

次は、住田さんから。

○住田委員 では、住田からは、4点の意見を述べさせていただきます。

1点目は、担い手についてです。全国どこに住んでいてもあまねく成年後見制度の利用ができる体制をつくるためには、今後増大する後見ニーズに対応できる担い手を確保する必要があり、その方向性が大きく、親族後見人の支援、法人後見実施機関の拡充、市民後見の普及です。まず、市民後見の推進に取り組む自治体数は、平成29年度調査から比較すると1.7%減少しており、都道府県が主体的、積極的に取り組むことも重要だと考えます。次に、専門職が少なく、市民後見の担い手の育成も困難と思われる過疎地や、高齢化率の高い小規模自治体では、法人後見の必要性が高く、社会福祉法人における法人後見の取組の重要性は、共通の認識の下、課題についてさらなる検討が望まれます。

2点目は、日常生活自立支援事業との連携についてです。成年後見制度と日常生活自立支援事業の移行について、必ずしも成年後見から日常生活自立支援事業への一方向ではなく、補助の取消しから日常生活自立支援事業への移行も現場では検討しています。課題が解決し、意思決定支援により本人自身の力が高まり、より制限の少ない支援に移行することが可能となる場合があります。本人にとって、より適切な権利擁護支援を柔軟に考えていくことも重要だと考えます。

3点目は、親族後見人への支援的監督人についてです。中核機関が未成熟の地域において、親族後見人に法律職の後見監督人を付して、親族後見人への支援的要素を含む構想については、寄り添うべき支援と向き合って是正を求める監督は方向性が異なり、同一人物に二役を担わせるのは困難、不適切ではないかとの専門職からの意見もあり、私も同様に考えます。

4点目、報酬についてです。資料2の2ページの報酬算定の大枠の考え方では、就任時は基本的事務のみで付加的事務は示されていませんが、就任時は意思決定支援を基本とした身上保護における重要な判断を要する場面も多くあります。そもそも申し立てる経緯では、様々な課題に対して早急に対応が必要な場合があります。例えば、判断能力が不十分で身寄りがない方が救急搬送され、容体が落ち着いた後は、退院後の在宅または施設の検討や、転院があれば転院先の選択及び決定が必要な場合もあります。本人及び関係者は、後見人が選任されるのを今か今かと待って、審判確定後には速やかに課題検討をして、方針を決定します。これらの決定は本人にとって影響が大きく、後見人が関与する意思決定支援が必要な場面であり、付加的事務に示されている介護保険の申請や変更より重要な決定を含む後見事務を、就任時の初回報告までに行う場合もあります。

また、財産管理についても、単に収入が少なければ簡易であるというわけではなく、在宅の場合は頻回に訪問してお金を届け、支出を確認し、少ない金額で本人に納得してもらいながらやりくりすることは、かなりの事務量になります。その上で、事務を行わなかった場合の減額は、どのように評価するのか。例えば、付加的事務に保険金の請求とありますが、保険金請求は本人の権利の代行で必要な責務であると、事務であると思いますが、保険請求により経済的利益が得られれば加算、行わなければ減算という整理でよいのか、基本的事務、付加的事務、減額の内容の整理と、後見事務を評価する際の意味決定支援ガイドラインを基本とした後見事務が反映できる報告書の在り方について、さらなる検討をいただきたいと思います。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

手嶋さん。

○手嶋委員 基本的に意見として申し上げたかった点は、各回のワーキング・グループでも述べさせていただいているところですが、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備、市町村計画の策定については、大変重要だと思っていることから、若干意見を付言させていただきたく存じます。

資料3の第1回のワーキング・グループの主な意見にも、利用者がメリットを実感できる制度・運用とするためには、中核機関、地域連携ネットワークと裁判所が無二のパートナーになることが必要とまとめていただいているところですが、これを心から確信しておりまして、無二のパートナーの充実を熱烈に期待しております。

利用者がメリットを実感できる制度・運用の実現には、本人や後見人の身近にあって、その状況やニーズについて、よりきめ細やかに地に足のついた形で把握される情報や見立てがきちんと生かされることが必要であり、その連携ができること、その連携がきちんとできて初めて、利用者がメリットを実感できる制度・運用の実現ができると考えております。

その意味で、とりわけマッチング機能を含む利用促進機能や後見人支援機能等の充実が極めて重要と考えていることは既に申し上げておりですが、その意味でも、先ほど議論がありました、形式的に枠組があるかないかではなくて実質が重要だということでは全くそのとおりと存じますし、機能面の評価について細分化して見ていくことが必要だという御意見もそのとおりとっております。ただ、逆に、それが市長申立てのみで実現されていれば機能ありの評価になるかということからは、制度の運用全般を担っている裁判所としては、若干不十分だと考えているところであり、必要な事案であまねくそのような支援機能が発揮されるというのが、最終的に大事だと考えております。

その「機能の充実」についても、難しいところではありますが、できる限り速やかに整備されるように、ぜひ取組を進めていただきたいと考えております。現在のKPI等では、まず広報・相談機能に着目し、申し上げたような機能については地域の実情に応じて段階的

に整備していくこととされているところではありますが、実質的なマッチング機能、後見人支援機能等の充実が早く追いつきませんと、広報・相談機能の充実で制度利用が増えたけれども、メリットを実感しにくいという声がかえって増えてしまう結果にもなりかねないのではないかと真剣に危惧をしているところです。これは次の段階のKPIの目標数値の設定の仕方等々とも関わってくるところかもしれないと考えております。

なお、家庭裁判所としては、この取組の推進に向けて、引き続きできる限り積極的に都道府県や各地方自治体の取組に連携・協力して、後押しをしていきたいと考えております。これは全国各地の家裁で本気で取り組んでいると考えていただいて間違いないと認識しております。

ただ、繰り返し、この会議でも、各地の裁判所の現場は必ずしもそうではないのではないかと御指摘もいただいているところであり、ここはなぜそうなるのかとずっと気になっていたところです。たしか第4回の会議のときに、司法機関である裁判所は、中立性・独立性が生命線で、こちらの方向は割と得意ではありますが、連携の方向性は決して得意分野とは言えませんということも申し上げたかと思えます。

これに関連して、この専門家会議の関連で重要な気づき、ヒントをいただいたなど思っているエピソードがありますので、お許しいただければ若干共有させていただきたいと思っております。昨年5月の第3回の専門家会議で、海野委員から、行政機関と裁判所の文化、カルチャーの違いを実感して、取組を進めていく上でも戸惑われたという御指摘がございました。静岡は、我々としてはこうした連携は大変順調にしているという認識でおりましたので、どうしても気になり、実は第3回会議の後に、海野委員にもう少し具体的に御教示いただけないかとお願いをしましたところ、例えばということで、裁判所の説明では、二言目には最終的には裁判官の判断ですからということばが出てくる、それが衝撃的だったというお話をいただきました。

それを伺って本当にはっとしまして、裁判官の判断の独立は、制度の立てつけとして司法機関に判断・運用が委ねられている以上は譲れない一線と言わざるを得ないわけなのですが、つまり、これが駄目だということになりますと、そもそも立てつけ自体が問題になってしまうところではないかと思うわけです。ただ、確かに、ここで話が終わってしまいますと、本当に裁判所はやる気があるのかということになってしまうのは無理からぬところかもしれないと思いました。本当はこの続きがあって、裁判官の独立の判断ではありますが、その前提として、基本計画の趣旨をはじめ、後見制度をめぐる様々な客観的な状況や、ここで行われているような議論を的確に共有することによって、個別の事案でその事案にふさわしい的確な判断ができるように、全国的な協議の場や研究の機会を設けているわけです。それは裁判所としては、こういう仕組みだということは当然のつもりで、舌足らずになっているようなところがあるかと思っており、それも含めてきちんとお話ししなければ的確な相互理解を得られないのだなど、それが無二のパートナーになるための大前提だなど改めて実感したところです。

この連携の実現のためにも大事だと思いますし、かなり根本的な問題を象徴するものかと思ひまして、共有をさせていただきました。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

土肥さん、お願いしましょう。

○土肥委員 意見を出しておりますので、2ページから説明させていただきます。

意思決定支援の課題というのが非常に重要だと思っております。2つ目の○のところで、後見事務遂行の場面のみではなくて、意思決定支援の基本的考え方を広く医療・福祉・介護などの分野で広めていくことが大変重要だと思っております。弁護士会においては、既にいろいろな意思決定支援の研修を行っておるところでございます。

次のページに行きます。中核機関の整備は最重要の課題でありまして、大森委員長や河村委員等の御意見がございましたけれども、現状で見てまだまだではないか、課題は残っているのではないかと。弁護士会も含め協力していきたいですし、都道府県の役割もさらに重視して整備を進めていっていただきたいと思っております。

4ページに行きます。診断書の在り方・本人情報シートにつきまして、本人の生活実態に合った後見を運用していこうということだったと思っておりますので、今でももちろん本人情報シート等の情報を出していただいておりますけれども、今後も実際にそういうことで保佐・補助類型の診断が適切に行われているのかなどにつきまして、検証していくことが大事ではないかと思ひます。

5ページに行きまして、適切な後見人の選任・交代につきまして、弁護士会としても今後も苦情対応、家庭裁判所との情報共有体制等、重要な課題として充実を図りたいと思っております。

6ページと7ページにつきましては、いろいろ議論されております日常生活自立支援事業との関係ですとか、今申し上げました選任の検討につきまして、やはり一番大事なのは本人のニーズ・課題の把握だと。そこから出発していろいろ考えられることは重要だということで、いろいろな方がつくったパワポの図をいろいろやってみましたので、ぜひ検討材料にいただければと思ひます。

担い手の確保の問題です。市民後見人の育成は大変重要だと思っております。そこに書きましたとおりです。市民後見人の選任ももっと進めていかなくてはいけないと思っております。

9ページ、報酬につきましては、いろいろ申し上げました。専門職といたしましては、専門性と経験が適切に評価されることが必要だと思っております。

10ページ、任意後見・保佐・補助、さらに利用促進していきたいですし、制度周知がなお必要だと思いますし、任意後見の調査は大変有意義だったと思ひますけれども、さらに詳細な調査も必要なのではないかと思っております。

最後、不正防止の取組ですけれども、各専門職団体も対応しております。制度利用が必

要な人が利用できる、本人がメリットを感じられるように、さらに取組を進める必要があると思います。

一言だけ、私の意見が本当に弁護士会の意見なのかと言われておると聞いておりますけれども、今、本当に時間制限があるのですごくはしょって言ったのですが、このパワポも弁護士会でみんなで議論をして、全て熱意を持って書いておりますので、ぜひ一読いただけますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○大森委員長 私も全国を歩いたわけではありませんけれども、いろいろなところに行くと、随分熱心な弁護士さんがおいでですよ。実際、私の質問で、法律行為と事実行為はどうやって区別しているのですかと聞いたのです。そうしたら、そんなこと、先生、構ってはいられませんよ、そんな区別はしていません、自分たちは事実行為もやっているのです、それ以外にはできないのだと。そうしたら、私の次の質問は、弁護士さんはほかの仕事をやると収入が多いのに、どうしてこんなことで頑張れると。志ですと言うのですよ。だから、私は感激して、全国でこんな専門職の人がおられるということ、またこの制度でどこかでと。

ただし、どこかでそういう人たちの善意だけに頼らないで、どこかできちんとした仕組みや制度で皆さんの理解がいくようなやり方を取るべきではないかと思っていまして、今のお話を聞いてしみじみとそう思いました。ありがとうございました。

次に、野澤さんからお願いしましょう。

○野澤委員 野澤です。

成年後見の利用促進に向けたこの考え方は、とてもいろいろなところに目が行き届いていいかと改めて感じております。これがうまく実際に機能するかどうかは、やはり中核機関にかかっているかと改めて思うのです。「整備済み」が9%というのは心もとないので、市町村長の申立てを実施しているところがいっぱいあるではないかという意見もありますけれども、でも、これからの中核機関に求められているものはもっと継続的で、後見人の選任や、その監督や、交代や、報酬の決定まで、そういう情報までこの中核機関がきちんとやるとなったら、相当なものがなければできないと思うのです。家裁の体制の飛躍的な拡充でもない限り、中核機関をとにかく何とか機能させないと、これは絵に描いた餅に終わるのではないかと私はすごく危惧しています。

見たときに、委託が多くて、その8割ぐらいが社協さんですか。市町村社協に期待したいのですけれども、どうでしょうか。こういう機能をやる市町村社協がどのぐらいあるのだろうと、正直言うと思ってしまいます。市町村がもっと本気になって関わってくれないと、動かないのではないかと思うのですね。どうすれば関われるのかなと思うのですけれども、地域共生社会がせっかく動き出しているのです、ここの相談機能の一本化だとか、参加支援だとか、こういうものの中に中核機関をきちんと位置づけて、あるいは市民後見人の育成とかも位置づけて、そうすると、非常に親和性のあるいいシステムになっていく

のではないかと思います。もっともっと踏み込んで、ここの辺りにかんでほしいと感じております。

先ほど、手嶋委員から非常に力強いお話があったので、少し安心しているのですが、それでも本当かなと思っているのです。というのは、やはり実体験として、私も某家裁の方と話したのだけれども、最高裁、いいことを出していますねと私が言ったら、現場のことを知らずに勝手なことを言われるので困っているのですよと言われて、どうなっているのかなと思って、これはぜひ徹底していただければと思っております。

最後に意思決定支援、これがこの成年後見にきちんと位置づけられたのは、本当に画期的なことだと私は思っております。この策定に関して、利用者の意思を踏まえた検討、これは当然そうだと思うのですが、実際の研修についても、当事者の立場に立ったアプローチを基本にさせていただきたいと思ひますし、知的障害とか認知症の方のコミュニケーション支援というのは土台だと思います。改めてこの辺りを踏まえていただきたいと。

この利用促進は、何といっても利用者がメリットを感じられるものにしないといけない。中核機関をきちんと目に見えて頼りになるところにしないと、メリットを感じないと思いますので、ここは全力を挙げてやっていただきたいと思ひます。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

では、水島さん、お願いしましょう。

○水島委員 では、水島から申し上げます。

2点あるのですが、1点目は、もう皆さんが大分おっしゃっていました、所得が必ずしも多くない方に対して、あるいは親族の支援が得られず孤立している方に対して、成年後見制度の利用が適切に行き渡るような体制整備は必須だと思います。

2点目は、中核機関などにも関連する話なのですが、今後、どのように利用者がメリットを実感できるように制度そのもの・あるいは運用の改善を図っていくか、この中でも高齢者・障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定及び適切な後見人等の選任・交代の推進という点をどのようにリンクさせるのが今後の課題になってくるのではないかと思います。本人と後見人等とのマッチングについての議論がありますけれども、特に後見活動を開始した後の交代について、今後の課題や意見を述べさせていただきます。

そもそも「交代」というものはどのようなきっかけで行われるのでしょうか。いろいろなケースがあります。本人のニーズの変化に応じて後見人等を変えていくことは当然あります。また、本人の意思決定能力、いわゆる本人の能力と支援者の支援力、この変化に応じて、類型を変更、いわゆる取消しと別類型の申立てをするということですね、そういった定期的なチェックの結果としての交代もあります。場合によっては、本人と成年後見人などとの関係性に課題がある場合に交代をするなど、様々なきっかけがあるかと思うのです。

そのときに、どのようにしてそのきっかけが現実に現れてくるのでしょうか。例えばモニタリング、いわゆる福祉関係の方が継続的に本人の支援方法を検討するための機会だとか、あるいは裁判所に提出する成年後見事務報告書の内容、あるいは報告書だけではなかなか分からない点に関して、意思決定支援に関わった関係者に対する問い合わせだとか、そういったような調査を適切に進めていくことによって現れてくるものと思われま

す。ただ、これは誰がその意思決定支援の適切性を判断するのかとか、交代が仮に相当だとしても誰が現在の後見人等に交代を促すのか、あるいは後見人が交代を良しとしない場合にどうするのかという点は、別の課題として残ります。要するに、意思決定支援や代行決定の在り方に関して、後見人や本人、あるいは関係者間で意見が分かれる。その結果として、類型変更や後見人等の交代についても意見が食い違う、例えばそういった場合に誰がどのように調整して解決すべきなのか、これは恐らく将来的に課題となるのではないかと

思われま

そこで、最高裁と法務省、厚労省の皆様それぞれ申し上げたい点があります。最高裁の皆様には、後見事務報告書に関して、書類として上がってくるものだけでは分からない、特に身上保護、意思決定支援の部分があるかと思ひます。そのときに実務上、どのように追加調査をかけていくのか、専門的に調査を行う者をどのように確保していくのか、ということについて、検討を行ってほしいと考えています。

次に、法務省、厚労省様におかれては、これは市町村長の権限に関わる話ではあるのですが、市町村長は、民法外の知的障害者福祉法28条、老人福祉法32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2などで、いわゆる後見・保佐・補助開始審判申立（民法7条・11条・15条）、関連する同意権・代理権付与の審判申立（民法13条2項・17条1項・876条の4第1項・876条の9第1項）、これはできることになっていますね。だけれども、いざ類型変更や交代などが必要となったときに、後見等開始審判取消請求（民法10条・14条・18条）や解任請求（民法846条・876条の2第2項・876条の7の2第2項）が、どうも私が見る限りだと、市町村長の権限の対象から外されているようです。もし、中核機関あるいは市町村が、後見人交代あるいは類型変更が相当だと判断しても、現状では、事実上、後見人等の自発的な請求・辞任等あるいは裁判所の職権発動を促すしか方法がないものと考えられます。このような点も含めて、いわゆる成年後見制度の運用改善のみで解消できるものではなくて、民法や関連法の法改正も必要になってくるのではないのでしょうか。仮に市町村長に類型変更や解任請求等の権限を与えることが相当でないとするのであれば、それに代わり得るような専門機関、例えば英国でいうような後見庁、オーストラリアでいうような権利擁護庁ですとか、そのような専門機関をきちんと立ち上げ、第三者機関として、後見事務の調査、後見人等への勧告、解任請求と新たな後見人等の選任申立・審判取消と新たな種類の審判申立権限を付与するなど、本人にとってメリットのある成年後見制度や意思決定支援制度を実質的に保障しうる体制を構築する必要があるのではないかと

省の皆様にはご検討いただきたいと考えております。

以上です。

○大森委員長 最後の点は重要ですが、別に今日お答えが出なくてもいいと思うのですが、大事な問題指摘ではないかと思えます。

山野目先生、お願いしましょう。

○山野目委員 物事には議論をしている段階から、議論をしながらではありますけれども、進めていかなければならない段階に移行する場面があると考えます。本年度に議論を始めたときには、報酬の問題について、裁判所や裁判官がすることは裁量に任せられてしまっていることから個別性が強過ぎる、むしろ画一的で明確なものにしてほしいというこの二極対立の思考が強かったですけれども、今、私たちは議論を進めてきて、そのような単純なものではない仕方でも議論を進めていこうというところまで来ているのではないのでしょうか。

裁判所が画一的にしてくれない、明確にしてくれないと言いますが、では、どこの機関に報酬の決定を委ねたらよろしいでしょうか。もはやこの会議体において、裁判所から報酬決定の権限を取り上げ、例えば行政機関に決めてもらうほうが良いとお考えになる方はいないであろうと想像します。行政機関に委ねたら、かえって機械的、場合によっては恣意的な判断がされることになりかねないおそれが大きくなってきます。最終的には裁判官が決めますから、ということの意味は、最終的にはその裁判官が責任を持って、じっくり考えて検討した結論を示しますから、という意味であります。

お気づきいただきたいですが、行政機関と異なり、裁判官というものは、上司から指示を受け、上司に責任を担わせながら判断をする場面はありません。今、この部屋の中におられる方で、あのドラマを御覧になった年齢の方はそんなに多くないかもしれませんが、裁判所の所長が個別の事案に関し、裁判官に対して、先輩として忠告しておくという手紙を出した事件がありました。大変なスキャンダルになったものです。司法が危機にさらされた、そのような事件を乗り越え、現在の裁判所の制度は運用されています。

他の国でも異なりません。フランスでは、長い伝統の中で、行政事件を専門的に扱う裁判官がおりますけれども、初めの頃は、裁判官も公務員だからどうせ役所の肩を持つでしょう眼で見られていましたが、しかし、誰かの指示を受けずに裁判官が判断するという判断が積み重ねられ、国民の権利を守ってくれるという信頼の伝統が、国民の間に育まれてきました。私たちもこれから司法を福祉との関係でどう育てていくかということの正念場に立っておりますから、この会議でも最高裁判所と私たちが議論を続けるべきですし、野澤委員がおっしゃったように、個々の現場の事案においても裁判官と当事者が議論を積み重ね、また、各地においても裁判所と関係者の集いを催していただきたいと望みます。

中間検証を経て、もはやそういう段階に入ってきたと感じます。本日も重要な指摘がありました。池田委員から付加的事務と基本的事務の切り分けについて、いろいろさらに考えていくべき問題があるという指摘がありました。住田委員がそれに加え、初回に就任し

たときとその後ではまた異なるという時系列の観点をおっしゃっていただいたことは、報酬の問題との関係でも重要なことであります。川口委員から財産の多寡という要素をどう取り込むかという重要な問題提起もいただきました。こういったものを踏まえ、これから裁判所と関係者との対話が進められていくべき段階に入っていくと見ます。

問題になっているものは、家庭裁判所の裁判官であります。民事・刑事の裁判官は、法服という黒い、どう見てもエレガントとは言えないコスチュームを着て働いておりまして、大抵いろいろなパンフレットに出てくると、分厚い眼鏡をかけている絵が出てまいります。そのような存在ではない、我々とアクティブに議論していく相手としての家庭裁判所であるし、また、もっとそうしていかなければいけないということを今日の御議論でも痛感した次第であります。

○大森委員長 ありがとうございます。

一巡しましたので、先ほど最初にお話し申しましたように、あと久保さん、櫻田さん、花俣さんから御意見があれば、もう一回いたしましょう。

では、お願いでしょうか。

○久保委員 ありがとうございます。

皆さんからの今の御意見をいろいろ伺いまして、私自身も勉強になることも多々あったと思います。この後見制度というのは、誰もが後見制度を利用する可能性があるから、自治体は地域福祉計画にも加えたらどうかというような、今の事務局からの説明があったような制度であると思いますので、報酬というのですか、本人の収入が少ない人、それを負担できないような人については、やはり社会が支えていく、そういう考え方が必要ではないかと私は思います。

先ほど、櫻田委員がおっしゃいましたように、ガイドラインはとても大事だと思います。そして、それができることは、とても後見人に対するよい教科書といえますか、そういうものができるのだらうと思っていますけれども、私は個人的にはガイドラインができて、ちょっと言い方は悪いかも知れませんが、箱物ができたというか、教科書ができたという感じで、櫻田委員がおっしゃったように、それを使う人の問題だと思っています。使う人の考え方とか、その人がどう生きてきたかということで、ガイドラインの使い方が随分変わってくると思いますので、ちゃんと本人が利益を得られるような人材育成も必要かと思っています。

それから、後見人の選任や報酬等々、先ほどからお話がありますように、家庭裁判所の判断となっていますので、何かみんなで家庭裁判所がブラックボックスのような話になっているなどは思っていますけれども、だからこそ裁判所だけではなくて、みんなが連携を取って、そして、先ほどお話しがありましたように、みんなが、利用者がメリットを感じられる無二のパートナーというようにしていくことが必要かと思っています。

もう一つは、福祉のサービスでは支援計画みたいなものがあります。この人は現在これですと。この人が今年だとか2～3年後を見通しながら、こんな暮らし方とか、こんな経

験などというのを考えながら、支援計画を立てるといことがあります。私は成年後見制度も後見人の計画みたいなものがあって、本人は今この状態です、そして、この人にとってはこの1年、2年、3年は、こんな経験を積みながら、こういう生活をしたらいいのではないのでしょうかというのをざっとつくっていただいて、本人や家族の意見を聞きながらやっていただくとなると、家族もとても身上保護もちゃんとやっていただいているのだなという安心につながると思っています、そんなことも考えていただけたらありがたいと思っています。

1つだけ質問なのですが、報酬のところ、付加的事務ですね。付加的事務になっていることは、イコール報酬が加算されるという意味なのでしょうか。

○大森委員長 お願いしましょう。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 基本的事務は必ずどの事案でも行っていただく事務であり、基本的な事務として本人の状況を把握して方針を決定し、それぞれの事案ごとにさらに必要な事務を付加的な事務として行うという形になります。そういう意味では、この基本的な事務のところ、考えられる報酬に、実際に必要な事務として行った付加的な事務の分もプラスになるということで、この考え方を示しております。

○久保委員 ただ、ちょっと思いますのは、この福祉サービスの契約などですと、知的障害の場合ですと、企業就労までされているような方は割と少ないのです。通所であれ、入所であれ、福祉サービスを使っている人がとても多いです。入所もそうですけれども、通所も契約を結んで使っているわけですね。そうすると、この付加的な事務の福祉サービスの契約というところは、多くの障害のある人が使うものになりますので、ほとんどの方に付加的な事務がかかってくるのだなと思っています、御本人の年金ぐらいしかないというような人たちは、この付加をお支払いできるか、そこがちょっと心配です。報酬が少ない方の加算とか、そういうことにも関わってくるのですけれども、割とこの福祉サービスの契約はたくさんの方が、特に知的障害などはたくさんの方が使っていますから、大勢の人にこの付加的な事務がかかってくるということがあって、私は少し心配しております。

以上です。考えていただけたらありがたいと思います。

○大森委員長 分かりました。

櫻田さん、お願いしましょう。

○櫻田委員 1点だけ述べさせていただきます。先ほど、今回の資料にも出ていますとおり、60%ぐらいの市町村が中核機関の整備予定などが未定というところの話の中で、人口が少ない地域にぜひ専門職の方のバックアップをというお話があったと思うのですけれども、そこに当事者の方や実際に成年後見を利用されている御家族の方などの御意見も、ぜひ反映させていただけたらと思っております。

それぞれの地域によって特性も違いますし、利用状況も異なってくると思いますので、実際にその地域で成年後見などの制度を利用されている方の生の声を聞くというのは、非常に有効だと思っておりますので、ぜひそこら辺も検討内容として入れていただけたらと

思っております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

花俣さん。

○花俣委員 私も1点だけ、池田、川口、両委員からの御発言にもありましたように、本人の収入、資産が少なく、そして、後見業務が困難で業務量が多いケースにおいては、各種制度の利用に伴って業務量が増える傾向にもあると思います。仮に業務量に応じて従来よりも高額な報酬が付与されたとしても、実際には報酬をもらうことができないという事態になってしまうと、後見人にとってはかなりハードルが高くなる、あるいは収入、資産の少ない方の後見人の成り手の確保がますます難しくなるのではないかと考えています。

独居や老老介護は必ずしも低所得者というだけではなくて、そういう方は年金生活者の方が多く、介護保険のサービス利用だけでも、自己負担が1割ということであればマックスでも4万弱ですから、それから見れば、成年後見制度の報酬額はかなりの負担になるかとも考えています。そういった辺りも、例えば新しい報酬算定基準を導入する場合は、報酬助成制度みたいなものの拡充が望まれるのかと考えています。

最後に、この会議を通して、様々な立場を代表する意見の皆様同士の、顔の見える関係づくりにつながったのかなと実は思っています。そういう顔の見える関係づくりができた上で、さらにこれらの議論が深まっていくことに大いに期待したいと思っています。

以上です。

○大森委員長 いい締めをいただきましたので、とりあえず皆さん方の御意見を伺ったこととなります。

では、今後のことについて、事務局から。

○事務局 ありがとうございます。

本日いただきました御意見を踏まえまして、事務局で中間検証報告書の案を準備し、次回の第6回専門家会議で御議論をいただきたいと考えております。次回会議は、3月11日、14時から開催する予定です。

本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた上で、ホームページに掲載いたします。

以上でございます。

○大森委員長 実際には文書を作って皆さん方の事前の御了解を求めるような手続になると思いますので、御協力方、お願いいたします。

本日は以上でございます。ありがとうございます。